



「生活習慣病」

生活習慣病とは、高血圧・糖尿病・肥満症・脂質異常症(コレステロールや中性脂肪が高いこと)や、それらが原因となって「動脈硬化」が進むことにより引き起こされる脳卒中・心臓病などの病気のことをいいます。

「動脈」というのは心臓から体中の臓器に血液を送り出す血管のことで、動脈硬化というのは血管の壁にゴミがたまって硬くなることを指し、最終的には血管を詰まらせて病気を起こします。

動脈硬化は全身の血管に起こりますが、特に重大な病気を引き起こすのは、脳・心臓・足の血管の動脈硬化です。

脳の血管が詰まれば「脳梗塞」(＝突然手足が麻痺する、ろれつが回らなくなるなど) 心臓の血管が詰まれば「心筋梗塞」(＝突然胸が苦しくなる、意識を失って倒れるなど) 足の血管が詰まれば「閉塞性動脈硬化症」(＝足が痛くなり、ひどい場合足が腐ってしまう) を起こします。

動脈硬化を起こす最大の要因は「加齢」であり、そして喫煙、高コレステロール血症、糖尿病、高血圧、肥満があると、病気がない方と比べ、「動脈硬化」がより急速に進行します。

動脈硬化はかなり進行するまで症状が表れず、症状が現れたときには正常な血管の75%以上がふさがっています。症状が現れてから治療を始めても手遅れになることが多いので、症状がないうちから、早めの治療をお勧めしています。ちなみに、動脈硬化のリスクのうち、年齢に次ぐ2番目の要因は「喫煙」です。

動脈硬化を防ぐために有効な手段の一つは「禁煙」です。いくら高血圧や高コレステロール血症の治療をしていても、たばこを吸い続ける限りは病気の予防効果は期待できません。また、喫煙は脳梗塞や心筋梗塞だけでなく、「肺気腫」(COPDともいいます。長年の喫煙の影響で肺がぼろぼろになり、酸素が取り込めなくなる病気のこと、一度かかると正常な肺に戻す治療法はありません)の原因となることもわかっています。

住民福祉課から

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

【児童扶養手当】

○支給対象

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している(ひとり親家庭の場合)や、父または母が心身に障がいのある場合に、その児童を養育している父または母(または養育者)に対して支給されます。手当の支給は、児童が18歳に達した年度末まで支給の対象となります。

なお、児童が政令で定める障がいを有するときは、児童が20歳に達するまで支給されます。

ただし、児童が施設に入所したり、父または母(または養育者)もしくは児童が国民年金などの公的年金を受けているときや、児童が年金の加算の対象となっている場合は支給されません。

○手当月額(※所得制限があります)

	H24年度	H25年4月～	H25年10月～
全部支給	41,430円	41,430円	41,140円(▲290円)
一部支給	41,420円～9,780円	41,420円～9,780円	41,130円(▲290円)～9,710円(▲70円)

第2子加算...月額5,000円(全部支給、一部支給共通)

第3子以降加算...1人につき月額3,000円(全部支給、一部支給共通)

【特別児童扶養手当】

○支給対象

心身に障がいがある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者に支給されます。ただし、児童が施設などに入所している場合は支給されません。

○手当月額(※所得制限があります)

	障がい程度	H24年度	H25年4月～	H25年10月～
1級	身体障害者手帳1級・2級、愛護手帳A程度	50,400円	50,400円	50,050円
2級	身体障害者手帳3級程度	33,570円	33,570円	33,330円

【お問合せ】住民・環境部門 住民サービス担当